



入会のしおり

松戸少年ラグビースクール

目次

- スクール概要
- チーム構成
- 自衛隊グラウンドでの注意事項
- 入会にあたって
- 指導要綱・指導計画
- 松戸少年ラグビースクール規約
- 松戸少年ラグビースクール運営規定
- メディカルサポート
- 個人情報保護について

別紙添付資料

スポーツ保険



■スクール概要

名称	松戸少年ラグビースクール
通称	コアラベアーズ
設立年	1976年
運営母体	運営委員
対象者	幼児(3歳以上)・小学生・中学生の男女
活動(練習)	毎週日曜日 午前9時～12時(基本的に8月はオフ)
場所	松戸自衛隊駐屯地内ラグビーグラウンド
主な行事	開校式(4月) 春・秋 錬成会(6・10月) 春・秋 三市対抗(松戸・市川・八千代)(6・10月) 夏合宿(7月下旬又は8月上旬) 三郷ミニラグビー交流会(11月3日) NECカップ(11月) 総会(3月)

■チーム構成

ジュニア (U15)	中学生	12人制
Aチーム (U12)	高学年	9人制
Bチーム (U10)	中学年	7人制
Cチーム (U8)	低学年	5人制
幼児 (U5)	3歳～	5人制

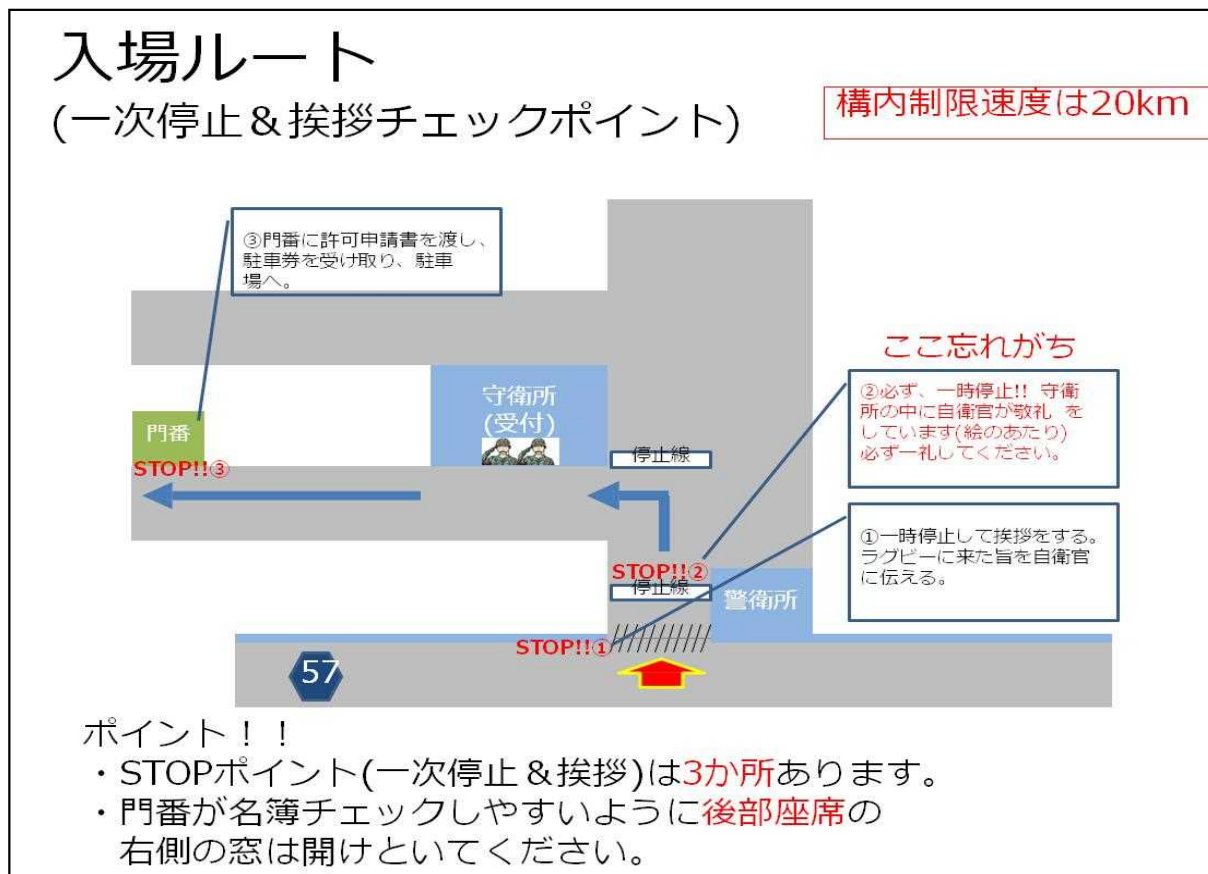


■自衛隊グランドでの注意事項

◎自衛隊様の御協力によりグランドをお貸し頂いております。集合時間の厳守(8:50までに入場)をお願いします。

車両にて入退場時には下図をご参照の上、守衛所への挨拶をお願いします。

◎自転車の場合も、正門前で自転車から降りて下図をご参照の上、守衛所への挨拶をお願いします。(徒歩の方も同様です)



1.入退場について

入退場時に受付が必要です。

原則として遅刻・早退での入退場は認められません。

急用等止むを得ない場合は、必ず運営委員へ事前に声をおかけ下さい。

2.写真・ビデオ撮影について

撮影禁止の場所がございます。カメラ・ビデオ等での撮影の際は運営委員へお声をおかけ下さい。

3.グランド外への立ち入りについて

自衛隊の中では決められた場所以外への立ち入りが禁止されています。

警報機等がございますので、特に小さなお子様はご注意くださいようお願いいたします。

■入会について

◎入会

入会申込書(体験申込書兼入会申込書)に入会金と会費を添えてお出し下さい。
運営委員会の同意を得た上、尚且つスポーツ保険への加入が済んだ段階で入会となります。

(入会が確定した段階でお知らせ致します。)

入会后ご父兄の方々には、当スクールのサポーター(スクール生の保護者及びスクールの協力者で構成)となりスクール運営にご協力頂いております。

ご提出頂く書類

- 1.入会申込書(体験申込書兼入会申込書)
- 2.問診表
- 3.スクールTシャツ申込書
- 4.入会金及び会費

◎会費

入会金	1,000円	保険加入費を含みます。
年会費	12,000円 (1,000円/月)	原則1年分を銀行振込 振込口座 三菱東京UFJ銀行 五香支店 312 普通 0413288 松戸少年ラグビースクール
途中入会		初年度は入会月から現金のみにて会費の納入になります。 1日～14日 入会月からの納入 15日～31日 入会翌月からの納入 次年度以降から銀行振込となります。 例)1名 9月1日 入会の場合 入会金 1000円 + 会費 8000円(9月～3月) 合計 9000円 (入会時に納入して頂く会費になります)
途中退会		既納の会費については返還はいたしておりません。

◎スポーツ保険

スクール生は全員に加入していただきます。加入手続きはスクールにて代行いたします。

※保険の内容については別紙を参照ください。(http://www.sportsanzen.org/)

※コーチを引受けて頂いているの方も保険に加入して頂きます。

(詳しくは運営にお尋ね下さい。)

◎スクール指定用品

MJRS Tシャツ(子供用)	1,800円	入会の際お申込み頂いております。
MJRS Tシャツ(大人用)	1,800円	任意
MJRS ウィンドブレーカー(大人用)	6,000円	任意
ジャージ(大人用)	3,300円	任意

※試合用ジャージはA・B・Cチームは1年間の貸与
(Dチームは毎試合ごとに貸出)

◎入会時に別途ご用意いただくもの

ヘッドキャップ	・御準備いただくまで、練習及び試合には参加出来ない場合がございますので早めの準備をお願いします。
スパイク	・低学年のお子様はサッカーシューズでも構いません。 ・中、高学年のお子様はスパイク着用をお勧めします。 ・ソールのポイントがねじ式で交換できるタイプは不可。 (使用できない大会があります。) ・ソールがイボ状の物が、人工芝グラウンドでは推奨されています。(人工芝グラウンドでの試合もあります。) ・紐を自分で結べない子はマジックテープ式にしてください。 ・ジャストフィットしたサイズの物を購入してください。 (サイズが大きかったり小さかったりすると、怪我の原因となります。)
ストッキング	白地に赤の二本線のもの(メーカーは問いません。)
ラガーパンツ	白地のもの(メーカーは問いません。)
マウスガード	特にA・Bチーム、中学生 (三国歯科医院 047-383-1170) (日本大学松戸歯学部附属病院 047-360-9521)
帽子	熱中症対策(スポーツ用品店などでご購入いただけます。) (暑い日は各自ご持参ください)
赤Tシャツ	C・Dチームのみのご準備になります。 A・Bチームはビブスを使用いたしますので準備は不要です。
水筒	毎回練習時に必ず持参



◎服装

練習	<p>○運動し易い物で結構です。(夏季はTシャツ可)必ず名前を記入して下さい。</p> <p>○夏季は帽子を着用して下さい。</p> <p>○ファスナーや金属類が付着した服はコンタクトを伴う練習時には脱いでいただきます。</p> <p>○練習試合(紅白戦)は、短パン、ストッキングを着用。</p> <p>○ヘッドキャップは必需品です。 (ラグビー専門店、スポーツ量販店でお求めください。)</p>
試合	<p>○ヘッドキャップ</p> <p>○白色短パン(サッカー用で可) 但しサッカーゴールキーパー用(パッドの入っている物)は不可。</p> <p>○白色赤2本のストッキング。</p> <p>○スパイク(サッカー用で可)</p>

◎水分補給

- 水分補給は熱中症予防のため大切です。
- 水、ナトリウムの入ったイオン水(ポカリスエットetc.)を水筒に入れ持参して下さい。
- ウォーターブレイクは定期的にとるようにしております。
- 但し、試合会場によっては水に限定される場合があります。
- 練習、試合時には氷をお持ちください。



◎お願い

保護者へ

- 当スクールは100%ボランティアで運営されております。皆様にもご協力をお願いすることがございますので、積極的に運営・指導に御参加頂きますようお願いいたします。
- 「メディカルサポートについて」をお読み頂き、積極的にご参加頂きますようお願いいたします。
- グラウンドは、自衛隊様の御協力によりお貸し頂いておりますので、「自衛隊グラウンドでの注意事項」厳守でお願いします。
- グラウンド内はハイヒール・サンダル・ベビーカーでの立入禁止となっております。
- Tシャツ・ジャージ(練習用)、ヘッドキャップ等個人の持ち物には、全て名前をご記入下さい。
- 合宿につきましては、原則2年生以下は保護者の同伴が必要となります。
- 合宿、遠征の場合は、現地集合・現地解散になることがあります。
- 交通手段がない場合や場所が不明な場合等については相乗りや先導等の手段を講じますので御相談下さい。
- お子様の健康・体調管理をお願いします。

スクール生へ

- 練習・試合の前日は十分に睡眠をとる。
- 朝ごはんをしっかり食べてくる。
- 爪を切ってくる。
- 練習開始及び終了時にはコーチ・父兄・グラウンドに大きな声で挨拶をする。
- 道具の準備後片付けは自分達で行う。
- 仲間を大切にする。

※用品の購入はお子さんがラグビーを継続できると、
ご判断されてからで結構です

【ラグビー専門店・スポーツ量販店】

トリコロール	03-5816-6655
セプター	03-3406-6616
スポーツオーソリティ松戸店	047-374-5011
カンタベリー 柏店	047-168-1709
Cap Rugger's	0120-85-2211



松戸少年ラグビースクール指導要領・指導計画

1.指導目的

松戸少年ラグビースクールでは、幼少期から思春期に至る多感な時期にラグビーを通して人間性の育成(礼儀・理性・忍耐・努力・感謝など)を第一に考えこれを目的とする。

2.指導方針

- 1.安全を最優先に考え指導する。
- 2.子供達には、チャンス을平等に与え、勝利至上主義にならないこと。
- 3.子供たちの発育レベル(知的・身体含む)を見極め、個に合った指導を行う。
- 4.全ポジション・全員ラグビーを基本とし、ポジションを固定しての指導は基本的に行わない。
- 5.(子供たちの発育レベルや理解度からやむを得ない場合は、最低2ポジションは教える事とする。)
- 6.指導する際は、必ず子供達の目線に合わせ、理解するまで教えること。
- 7.子供たちの自主性を阻害するような指導は行わないこと。
- 8.(教え過ぎず、回答に導く指導を行う。)
- 9.松戸少年ラグビースクールでは、ラン・パス主体のチーム作りを目指す。

3.各カテゴリーの目標

Dチーム(U06/幼稚園)

テーマ:体作りを目標に指導していく。(柔軟性・体幹・俊敏性)

1. タックルの基本習熟。
2. 走りながらボールキャッチの習得。
3. 走りながらのパスの習得。
4. 前に出られる子を育てる。



Cチーム(U08/小学1・2年生)

テーマ:組織プレーの意識の発芽を目標に指導していく。

1. タックルの基本習得。
2. あたりの姿勢の習得。
3. ラン・キャッチ・パスの習得。
4. ゲーム中、前に出るディフェンス意識。
5. ゲーム中、アタックラインを作る意識。

Bチーム(U10 /小学3・4年生)

テーマ:完全なる組織プレーの習得を目標に指導していく。

1. 動的タックルの習得。
2. モール・ラックの習得。
3. スピードあるアタックライン。
4. スピードあるディフェンスライン。
5. 一人ひとりの間隔に意識を高める。(ポジショニング)
6. ゲインラインの意識を覚えさせる。

Aチーム(U12 /小学5・6年生)

テーマ:ミニラグビーの完成系を目指す。

1. ラグビーの理解度を高め、ポジショニング意識を持たせる。
2. 全員フォワード・全員バックスの子供たちを育てる。
3. 中学を意識した体作り。
4. コンタクト・タックル・ラン・キャッチ・パス・モール・ラック強化。
5. ゲーム中に『ありがとう』が飛び交うチーム作り。

中学部(U15/中学生)

テーマ:中学部基本方針:ジュニア以降のラグビーに備えたスキルの習得を目指す。

1. ミニからジュニアへの違いを理解する。
(ルール・ポジショニング・地域的戦術など)
2. ラン・パス・キック・コンタクトの基本スキルのさらなる充実。(反復)
3. 身体作り。(スピード・体幹・柔軟性/1対1で負けない身体作り)
4. 子供達が自ら考え自ら行動を起こせるチーム作り。(自主性の達成)
5. 展開ラグビーの完成系を目指す。



松戸ラグビースクール規約

《名称》

第1条 当スクールは「松戸少年ラグビースクール」(以下、「スクール」という。)と称する。通称を「M.J.R.S.コアラベアーズ」という。

《目的》

第2条 ラグビーフットボールを通じ、
①子供達の心身の健康育成、仲間作り、相互関係の醸成に努めてゆく
②スポーツを行うことの意義・素晴らしさを共有、継続してゆくことを目的とする。

《活動》

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
① ラグビーフットボールの練習、試合及び観戦
② 野外活動(運営委員会において計画した合宿等)
③ 納会及び総会
④ その他、前条で定めた目的達成に必要な活動
2. スクールの事業年度は4月1日より3月31日とする。

《構成》

第4条 スクールは、次の各号に該当する者をもって構成する。
① 松戸市及びその近郊に在住する3歳以上の幼児、小学生及び中学生で、運動に耐えうる健康を有し、入会を認められたもの(以下「スクール生」という)
② スクール生の保護者及びその他の者で入会を認められた者(以下「サポーター」という)

《入会》

第5条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を第6条第1項第2号で定められた運営委員長に提出するものとする。
2. 子供にあつては前条第1項第1号の要件を満たしているとスクールが認め、且つスポーツ安全保険への加入の完了をもって入会を、前条第1項第2号に規定するその他の者にあつては、第11条第1項第3号に該当しないことをもって入会を認めるものとする。



《組織及び役員》

第6条 スクールに運営委員会及び指導部を置き、並びに次の役員を置く。

- ①運営委員(15名以内)
- ②運営委員長(1名)
- ③副運営委員長(1名)
- ④校長(1名)
- ⑤指導部長(1名)
- ⑥副指導部長(1名)
- ⑦指導員(若干名)
- ⑧監査委員(2名)

2. 監査委員は、他の役員を兼務してはならない。

《役員 の 責務》

第7条 運営員は運営に関する一切の判断を行うとともに事務遂行の義務を負う。

2. 運営委員長は、運営委員会を招集し、運営委員会及び総会で議決した事項の執行を総括する。
3. 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、同委員長が不在のときは、その事務を代行する。
4. 校長は、スクールを代表し総理する。
5. 指導部長は、第2条に基づく指導方針・計画を策定し、指導部を総括する
6. 副指導部長は、指導部長を補佐する。
7. 指導員は、第5項で定めた指導方針・計画に基づき指導にあたる。
8. 会計監査員は、年度末に会計監査を実施し、その結果を2カ月以内に運営委員会に報告しなければならない。

《役員 の 任期》

第8条 役員 の 任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任者を選出または指名しなければならない。この場合の任期は前任者の残存任期とする。
3. 選出及び指名の方法は第9条に準じる。

《役員 の 選任》

第9条 次期運営委員は、運営委員会が保護者の中から選出する。但し、運営委員からの選出は10名を超えてはならない。

前項により指名された運営委員は、互選により運営委員長及び副運営委員長を選するとともに校長、指導部長、副指導部長及び会計監査員を指名する。

前項により指名された指導部長は、指導員を指名する。



《入会金・会費》

- 第10条 入会を認められたスクール生は、入会金1,000円を納入しなければならない。
2. 会費は、年間12,000円とし、スクール生は3カ月毎にこれを分割納入しなければならない。但し、運営委員会がやむを得ない理由があると認めた場合、これを免除できる。
 3. 徴収した入会金・会費は、次に掲げる用途に支出する。
 - ① スポーツ安全保険の加入
 - ② 用具の購入
 - ③ 通費・通信費・事務費・慶弔・お見舞い
 - ④ 第2条で定めた目的達成に必要な経費
 - ⑤ その他、運営委員会において必要と認めた経費
 4. 既納の会費は、返還しない。

《資格の喪失》

- 第11条 スクール生及びサポーターは、次のいずれかに該当するとき、その資格を失う。
- ① 運営委員長に退会を申し出たとき
 - ② 正当な理由がなく6カ月以上会費を滞納したとき
 - ③ スクールの名誉を傷つけ、目的に反する行為があったと運営委員会で判断したとき
 - ④ 第4条第1項第2号で定められた要件を満たさない者

《規約の改廃》

- 第12条 本規約及び別に定めた規定等の改正・廃止は、運営委員会において審議し、決定する。この審議結果は、改正・廃止に至らなかった場合でも速やかにサポーターに報告しなければならない。
2. スクール生及びサポーターは、本規約及び別に定めた規定等の改正・廃止案を運営委員会に提起することができる。

《安全管理》

- 第13条 スクールは、事故の未然防止に努め、次の処置を講じておくものとする。
- ① スクール生の保護者は、各自の判断と責任においてスクール生の健康・安全に最大限の注意を払うものとする。
 - ② 万一事故が発生した場合には、速やかにとり得る最善の処置を講ずるとともに、関係各所への連絡を行わなければならない。



2. スクールにおけるスポーツ安全保険(以下「保険」という)の加入と活動の制限は次のとおりとする。
 - ① スクール生は保険に加入したうえでなければ第3条に定めた活動をさせてはならない。
 - ② 指導員は保険に加入したうえでなければ第7条第5項で定めた指導を行ってはならない。
 - ③ 第1号及び前号の保険加入の手続き、当該保険料は当スクールが代行、負担するものとする。
3. スクールの責任は、社会常識の範囲で負うものとする。

《規約の制定》

第14条 本規約に定めるものの他、スクールの運営等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

《付則》

第15条 本規約は、平成19年1月1日から実施する。

[制定]平成18年12月17日



松戸少年ラグビースクール運営規定

《運営委員会の召集》

第1条 松戸少年ラグビースクール規約(以下「規約」という。)第7条第2項で規約する運営委員会(以下、「会」という。)の召集は、原則として開催7日前に文書(FAX、メールでも可とする。)により通知するものとする。

但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

2. 会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。但し、規約第11条第1項第3号及び第12条第1項にあっては、3分の2以上の出席がなければならない。
3. 会の代理出席は認めない。
4. 会は、原則毎月第一日曜日に定例会を、また必要に応じ都度臨時の会を開催する。
5. サポーターは、会に出席し、意見を述べることができる。会は、この意見を尊重するものとする。

《会の成立・議決》

第2条 会の審議は、十分議論を尽し、出席者全員による一致した結論を得ることを原則とする。但し、これにより難い場合は、出席者の過半数の賛成を得なければならない。なお、可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。

2. 会には、校長、指導部長及び副指導部長が出席し、意見を述べることはできる。但し、議決に参加できない。
3. 会に欠席する委員は、前もって自己の意見を文書あるいは他の委員を介して述べるができる。但し、議決に参加できない。
4. 会の決定事項は、速やかに公表するものとする。

《委員の構成》

第3条 運営委員の選出は、スクール生の年令及び学年に偏ることなく選出することに努めるものとする。

《決算・予算》

第4条 会は、前年度の決算が認められ次第、当該年度の予算を作成し、速やかに公表しなければならない。

《支出》

第5条 規約第10条第3項第3号の通信費には、当分の間ホームページに係る経費を含むものとする。



2. 同項第4号に規定した「運営委員会にて取り決めたもの」には、当分の間次に掲げたものとする。
- ① 規約第6条第1項に規定する組織による打ち合わせ、会議で2時間を超える場合にあつては、1回につき1人500円を限度とする飲食代。
 - ② 関係チーム等による打ち合わせ・会議等に引き続き開催される懇談会にあつては、1回につき1人5,000円を限度とする飲食代。
 - ③ スクールを代表し、慶事あるいは弔事に出席するための交通費及び宿泊費。

《担当事務》

第6条 運営委員及び指導員は、次の事務を分担担当し遂行する。

- ① 総括:基本方針の策定、規約の改廃、議事録の作成、スポーツ保険の加入手続き及び連絡・周知に係る事務
- ② 渉外:松戸市体育協会、日本ラグビー協会千葉県支部との折衝、グラウンドの確保及び対外試合のスケジュールの調整・確定等に係る事務
- ③ 総務:会員名簿、連絡網の作成・管理及び用具購入に係る事務
- ④ 会計:会費(入会金を含む)の徴収等の収入及び支払いに係る事務
- ⑤ 広報:対外広報、募集、新規加入希望者の対応及びホームページの公開・管理に係る事務
- ⑥ 健康安全管理・救急薬品の購入・管理、応急手当及び医療機関との連絡に係る事務

《総会・納会の開催》

第7条 規約第3条第1項第3号の総会及び納会の開催は、次のとおりとする。

- ① 毎年年度末に総会(以下、「定時総会」という。)を開催し、事業報告を行うとともに修了証書の授与、表彰等を行わなければならない。なお、定時総会は納会を兼ねることができる。
- ② 会が必要と認めたときは、臨時総会または納会を開催することができる。この場合、開催7日前にサポーターに開催の主旨、日時、総会にあつては議題等を通知しなければならない。

《ホームページの公開》

第8条 松戸少年ラグビースクールは、次の目的に資するためにホームページを公開する。

- ① スクールの沿革、組織及び活動状況を掲載することによって、幅広く当スクールの理解を得るとともに適切な助言をいただく。
- ② 最新のスケジュール、連絡事項を掲載することによって、事前準備、周知の徹底を図る。
- ③ 投記事等の積極的な掲載、掲載内容の充実を図ることによって、卒業生を含むスクール関係者の連携の醸成を図る。



- 2.松戸少年ラグビースクールは、ホームページの公開にあたり次の事項を厳守する。
- ① 会は、ホームページを公開、厳重に管理し、これの担当者を指名する。
 - ② 関係法令の遵守はもとより、公序良俗に抵触するおそれのある行為は行わない。
 - ③ 当事者の了解なしに個人名等が特定できる写真等の掲載は行わない。
 - ④ スクール生及びサポーターは、会に対し、本人に関わる写真、記事の掲載を拒否する旨を、またホームページの内容全てについて、訂正、削除等を申し出ることができる。
 - ⑤ 前号の申し出を受けた会は、速やかに協議し、適切な対応を取るとともに、その結果を当該申し出者に報告する。

付則

1. この規定は、平成19年1月1日から実施する。
制定 平成18年12月24日



メディカルサポートについて

メディカルサポートとは、子供たちの安全な活動をサポートするためのものです。
皆様に交代でお手伝いをお願いしておりますので、ご協力をお願いいたします。

※練習、試合時には怪我の手当て・暑さ対策の為、皆様下記をご持参ください。

全員

- ◆ 飲料水(暑い時期は2Lが目安)
- ◆ 氷を入れた氷嚢
- ◆ バラ氷(氷嚢の氷が溶けた時の補充用)

メディカルサポート担当日

持参物 各カテ保冷剤

8:45 テント・シート等を準備する

- ① 各家庭から出される、氷・氷嚢を各カテゴリー別にクーラーボックス(クーラーバック)に入れてもらう
- ② 熱中症予防として、暑い日には噴霧器に水を入れて準備しておく(夏期)
- ③ 凍らせてきた保冷剤をクーラーボックス(クーラーバック)に入れる

9:00 各カテゴリーの活動場所に氷嚢・応急セットを持って移動する

- ① 氷嚢の氷や水分の補給
- ② けが人が出た時は応急処置及び経過観察を行う(異常があればHCや運営へ知らせる)

12:00 練習終了

- ① 氷嚢の氷を処分し各家庭へ返却する

※次回が遠征の際は荷物として持出す為、応急セットと一緒に運営担当者へ渡す

注意事項

- ① 順番→前の当番の人が必ず次の当番に声がけをする
《次の当番がお休みの場合》
前の当番の人が必ず次の当番に声がけ、その日来ていて次週も参加可能な方を探してお願いする(お休みでとばされた方は、代わりに担当して頂いた方の担当日にメディカルを担当する等で調整をする)
- ② 保冷剤→自分が当番の日に凍らせてもってくる。
(前の週いわゆるメディカル当番を引き継いだ日にもってかえる。)
《次の当番がお休みの場合》
→前の当番の人が必ず次の当番に声がけ、その日来ていて次週も参加可能な方を探してお願いする。代わられた方が持ちかえり次週持参する(お休みでとばされた方は、代わりに担当して頂いた方の担当日にメディカルを担当する。)



■個人情報について

◎個人情報の取り扱いについて

- ・松戸少年ラグビースクールにおいて、選手のプライバシーを尊重し、個人情報を慎重に取り扱い、プライバシーの保護に努めております。
お預かりした個人情報は、その利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- ・スクール選手及び保護者の個人情報は、保護者のご同意をいただいた上で、適切に管理し運用いたします。
- ・個人情報取扱い後、運営上不要な情報については、速やかに削除をおこないます。

◎個人情報の収集

- ・当スクールでは申込の際、それぞれの活動に必要な個人情報(選手・保護者の名前ご住所、電場番号等)をご提供いただいております。
- ・ご提供いただいた個人情報は、適切かつ慎重に管理いたします。

◎個人情報の利用形態

- ・当スクールの運営に関する事項のみに利用し、ご本人の同意なくして他の目的に流用する事はございません。
- ・スクール活動を通して撮影された写真・動画などについては、今後のパンフレットやホームページの作成において利用させていただく場合がございます。
- ・当スクールからの連絡や学年間の連絡において、申込書の内容、及び、その変更連絡があった場合変更情報などを基に、利用させて頂く場合があります。

◎個人情報の第三者への開示

個人情報は以下に該当する場合を除き第三者に開示することは一切ありません。

- ・法令及び警察、裁判所等の公的機関からの開示の要求があった場合。
- ・情報開示について、保護者の方に同意を頂いた場合。
- ・当スクールホームページ、体験イベントでの写真・動画。

◎著作権について

- ・当スクールの著作権は、当スクール(写真や文章などの一部はその著作権者)に帰属します。
著作権法で認められている場合を除き、著作権者の許可なく文章や画像、動画データなどの一部または全部を利用することは禁止いたします。
- ・各新聞社・雑誌などから提供同意いただいた記事に関しましては、それぞれの著作権により守られています。

◎免責事項

- ・当スクールにて扱う情報の内容に関しては万全を期しておりますが、その内容の正確性及び安全性を保障するものではありません。



この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 →

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入になれます。

誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。

加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体・グループの構成員を被保険者（補償の対象となる方）とし、（公財）スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、損害保険会社8社（裏面参照）との間に以下の保険を一括契約しています。

傷害保険 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

（注）ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。）

対象となる事故の範囲

日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

◇ 学校および保育所（以下「学校」）の管理下の活動は対象外

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故

※AW区分に限り、「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除きます。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

2 補償期間（一般団体の加入区分）

短期スポーツ教室の加入区分でご加入の場合は、教室の開始日、掛金の支払完了日の翌日または平成29年4月1日のうち最も遅い日の午前0時から有効となり、終日は教室の終了日または平成30年3月31日のいずれか早い日の午後12時までとなります。

加入手続日^(注)が平成29年3月31日以前の場合
平成29年4月1日午前0時から

加入手続日^(注)が平成29年4月1日以降の場合
加入手続日の翌日午前0時から

平成30年3月31日午後12時まで

（注）加入手続日とは

加入依頼書でのお手続きで、指定銀行窓口でお手続きいただいた場合には振込日を、郵便局（ゆうちょ銀行）で振込むなど加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日をいいます。インターネット加入の場合は掛金の支払日をいいます。

※インターネット加入による中途加入手続きで、翌月一括手続方式の要件を満たす場合、団体への入会日の翌日午前0時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

一般団体の加入区分

（団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。）

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内			
						入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
子ども (中学生以下 (特別支援学校 高等部の 生徒を含む。))	▶ スポーツ活動 ▶ 文化・ボランティア・地域活動	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	▶ 上記団体活動に加え、個人活動も対象 上段：団体活動中およびその往復中の補償額 下段：上記以外（個人活動など）の補償額	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	対象外
大人 (高校生以上)	▶ スポーツ活動 ▶ スポーツ活動の指導・審判	64歳 ^{注1} 以下 C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	▶ 文化・ボランティア・地域活動 ▶ 準備・片付け・応援・団員への送迎 ※スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※A2区分には65歳以上の方も加入できます。	65歳 ^{注1} 以上 B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	▶ 危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳登山など)	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
		D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

注1 「平成29年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

短期スポーツ教室の加入区分

◇ WEB限定 (教室ごとに4名以上でご加入ください。)

※インターネットをご利用にならない場合は、一般団体の加入区分でご加入ください。

全年齢	▶ 短期スポーツ教室（開催期間3か月以内のスポーツ教室）の活動 ※危険度の高いスポーツ活動を除く。	短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
-----	--	------------------	------	---------	---------	--------	--------	---	---

年間掛金には、制度運営費（10円）が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

4 保険金が支払われない主な場合

傷害保険	賠償責任保険
(1) 次のような事由により生じた傷害 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。） ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱※、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われません。） (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施している間に生じた傷害 (5) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ① 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。） ② 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③ 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など (7) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故	(1) 法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、不可避的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2) 次のような事由に起因する損害 ① 被保険者の故意 ② 被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③ 自動車（自動車・輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーター・ラングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）・船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理 ④ 狩猟 ⑤ 地震、噴火、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4) 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設を壊した場合は支払われます。） (5) 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6) 学校、保育所の管理下における活動に起因する損害 (7) ご加入の加入区分で補償ができない活動に起因する損害 (8) 被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。） (9) 被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員など、非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害 (10) 日本国外で行う活動に起因する事故（AW区分については一部対象となります。） (11) 補償期間外に発生した事故
	など
	突然死葬祭費用保険
	(1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われません。） (3) AW区分の「団体での活動中および往復中」以外における突然死 (4) 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故 (5) 傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用
	など

5 事故のときは

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金が支払われないことや、減額して支払われることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

傷害保険
ケガをされたとき

速やかに事故通知ハガキ（普通ハガキでも可）で下記東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。
インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。

①団体名 ②団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号 ③負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥加入区分 ⑦事故の日時、場所、詳細状況 ⑧傷害の内容 ⑨医療機関名、入院の有無、通院の有無
（注1）物の損壊については、事故の状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。
（注2）示談交渉は被保険者（加害者）に行っていただきます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

賠償責任保険
法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

速やかに電話で下記東京海上日動スポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

①団体名 ②団体代表者の氏名、電話番号 ③加害者および負傷者（物の場合は所有者など）の住所、氏名、年齢、電話番号 ④会員登録番号または加入依頼番号 ⑤加入手続日 ⑥事故の日時、場所、原因、詳細状況 ⑦身体の障害または物の損壊(※1)の程度など
（注1）物の損壊については、事故の状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。
（注2）示談交渉は被保険者（加害者）に行っていただきます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ずに示談をされた場合には、示談金額の全部または一部について保険金として支払われない場合があります。

突然死葬祭費用保険
突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき

●事故時のご連絡先（東京海上日動） ※加入手続きのお問い合わせはスポーツ安全協会各支部までお願いします。

都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)	都道府県	事故時の連絡先(平日9:00~17:00)
北海道	東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-027 011-271-7432/FAX011-271-1328 〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7	岐阜 三重 愛知	東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-057 052-201-9654/FAX052-201-9649 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19
青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島	東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-037 022-225-6326/FAX022-225-7157 〒980-8460 仙台市青葉区中央2-8-16	富山 石川 福井 滋賀 京都	東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-067 06-6203-0677/FAX06-6203-0646 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉	東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-047 03-6632-0479/FAX03-6402-3561 〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4	鳥取 徳島 香川 岡山 広島 山口	東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-085 082-511-9483/FAX082-511-9273 〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33
静岡	東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-059 054-254-4235/FAX054-254-4237 〒420-8585 静岡市葵区紺屋町1-1	福岡 大分 佐賀 長崎 熊本	東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー ☎0120-789-095 092-281-8375/FAX092-281-8199 〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

公益財団法人 **スポーツ安全協会** <幹事会社> **東京海上日動火災保険(株)** 担当課:公務第2部文教公務室 (共同引受保険会社(平成29年4月予定))

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階 かいじや保険 共栄火災 操縦ジャパン 日本興業 大同火災

Tel. 03-5510-0022 Tel. 03-3515-4346 (平日9:00~17:00) 東京海上日動 日新火災 富士火災 三井住友海上

ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org>

当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・突然死葬祭費用担保特約付帯普通傷害保険）および賠償責任保険（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険およびスポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項）によって構成されています。